

議案第 89 号

霞台厚生施設組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，霞台厚生施設組合格約（昭和 47 年地指令第 608 号）を別紙のとおり変更する。

平成 28 年 8 月 30 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成 28 年 4 月に締結した「ごみ処理広域化に伴う関連施設整備に関する協定書」等に基づき，ごみ処理広域化に係る事業を推進するため，霞台厚生施設組合格約の一部を変更することについて協議したいので，地方自治法第 290 条の規定により，本案を提出するもの。

霞台厚生施設組合格約の一部を改正する規約

霞台厚生施設組合格約（昭和47年地指令第608号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第3号から第5号まで」を「第3号及び第4号」に改め、同条第2号中「附帯する事務」の次に「並びに関連施設の整備及び維持管理並びに当該整備等に附帯する事務」を加え、同条第4号中「ごみ処理施設」の次に「及びこれに附帯する施設等」を加え、同条第5号を削る。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条各号列記以外の部分の改正規定及び同条第5号を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。